

佐賀県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

名称		所在地	指定年月日
新	旧		
吉村産婦人科	吉村産婦人科 医院	神崎郡吉野ヶ里町豆田一四六八 番地一	平成二一・一〇・二〇